

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 22 年 10 月 8 日 (金) 第 8 2 3 5 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (591) (障がい福祉課) 2
	介護保険法施行令による指定調査機関の変更の届出 (592) (長寿社会課) 2
	公共測量の実施 (593) (技術企画課) 2
	一般廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請 (2件) (594・595) (東部総合事務所生活環境局) 2

告 示

鳥取県告示第591号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成22年10月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社薬明館 代表取締役 南 晴康	山口県岩国市 南岩国町一丁 目30-16	はまむら薬局	鳥取市気高町北浜 三丁目131-2	育成医療、更生医療、 精神通院医療	平成22年10月 1日

鳥取県告示第592号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の4第2項の規定に基づき、指定調査機関の住所及び調査事務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年10月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	住 所	調査事務を行う事務所の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人鳥取社会福祉 評価機構	鳥取市良田39	鳥取市良田39	平成22年9月24日

鳥取県告示第593号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年10月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量、3級水準測量）
- 2 作業期間 平成22年8月26日から同年11月30日まで
- 3 作業地域 東伯郡北栄町

鳥取県告示第594号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の一般廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示し、及び公衆の縦覧に供する。

平成22年10月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社日本環境システム 代表取締役 古川 久義
鳥取市千代水四丁目40
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所
鳥取市千代水四丁目40
- 3 一般廃棄物処理施設の種類
焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条の2に掲げるもの）
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）・陶磁器くず及びがれき類（以上3品目については、それ以外の処理する一般廃棄物との混合に限る。）、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず並びに感染性一般廃棄物
（以上14品目。いずれも感染性一般廃棄物以外の特別管理一般廃棄物及び石綿含有一般廃棄物であるものを除く。）
- 5 申請年月日
平成21年8月26日
- 6 縦覧に供する書類
申請書及び生活環境影響調査結果書
- 7 縦覧に供する場所
(1) 鳥取県東部総合事務所生活環境局環境・循環推進課（鳥取市立川町六丁目176）
(2) 鳥取市環境下水道部生活環境課（鳥取市尚徳町116）
- 8 縦覧に供する期間
平成22年10月8日から同年11月8日まで
- 9 意見書の提出等
(1) 意見書の提出
当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、鳥取県東部総合事務所長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
(2) 意見書への記載事項
意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに、意見を述べる者の氏名及び住所並びに対象事業の名称を日本語により記載すること。
(3) 意見書の形式及び媒体
意見書の形式及び媒体は問わない。
(4) 意見書の提出期限
平成22年11月22日
(5) 意見書の提出先
鳥取市立川町六丁目176
鳥取県東部総合事務所生活環境局環境・循環推進課

鳥取県告示第595号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の一般廃棄物処理施設の設置に係る

許可の申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示し、及び公衆の縦覧に供する。

平成22年10月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社日本環境システム 代表取締役 古川 久義
鳥取市千代水四丁目40
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所
鳥取市千代水四丁目40
- 3 一般廃棄物処理施設の種類
焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条の2に掲げるもの）
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
燃え殻
（以上1品目。特別管理一般廃棄物及び石綿含有一般廃棄物であるものを除く。）
- 5 申請年月日
平成21年8月26日
- 6 縦覧に供する書類
申請書及び生活環境影響調査結果書
- 7 縦覧に供する場所
 - (1) 鳥取県東部総合事務所生活環境局環境・循環推進課（鳥取市立川町六丁目176）
 - (2) 鳥取市環境下水道部生活環境課（鳥取市尚徳町116）
- 8 縦覧に供する期間
平成22年10月8日から同年11月8日まで
- 9 意見書の提出等
 - (1) 意見書の提出
当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、鳥取県東部総合事務所長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書への記載事項
意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに、意見を述べる者の氏名及び住所並びに対象事業の名称を日本語により記載すること。
 - (3) 意見書の形式及び媒体
意見書の形式及び媒体は問わない。
 - (4) 意見書の提出期限
平成22年11月22日
 - (5) 意見書の提出先
鳥取市立川町六丁目176
鳥取県東部総合事務所生活環境局環境・循環推進課